

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成20年5月2日

香川県知事 真 鍋 武 紀

**香川県規則第39号**

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(個人の県民税の欠損処分等の状況報告)</p> <p>第18条の2 市町長は、当該年度の個人県民税に係る欠損処分等の状況について第57号様式の2により当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。</p>	<p>(個人の県民税の欠損処分等の状況報告)</p> <p>第18条の2 市町村長は、当該年度の個人県民税の滞納繰越分に係る欠損処分等の状況について第57号様式の2により当該年度の翌年度の4月30日までに知事に報告しなければならない。</p>

第4号様式 (その4の口) (第3条関係)  
(納税通知書の表面)

※印のある欄の金額は、納期限後に納付するときに記載してください。	(公) 県税 年度 自動車税納税通知書兼領収証書		
	登録番号		
	納期限	年 月 日	
	税率	円	月割 / 12
	納税者の住所及び氏名又は名称 様		
	税額	円	
	※延滞金額	円	
	※計	円	
	納付場所	裏面一覧表のとおり	
	収納代行会社		

クレジットカード納付用番号	
課税年度	
課税番号	
確認番号	

左記の金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要 (納付者控)

年月日

香川県 県税事務所長 印  
香川県小豆総合事務所長

◎お問い合わせ先は、裏面に記載しています。  
◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

第4号様式 (その4の口) (第3条関係)  
(納税通知書の表面)

※印のある欄の金額は、納期限後に納付するときに記載してください。	(公) 県税 年度 自動車税納税通知書兼領収証書		
	登録番号		
	納期限	年 月 日	
	税率	円	月割 / 12
	納税者の住所及び氏名又は名称 様		
	税額	円	
	※延滞金額	円	
	※計	円	
	納付場所	裏面一覧表のとおり	
	収納代行会社		

整理番号

左記の金額を領収しました。

領収日付印

収入印紙不要 (納付者控)

年月日

香川県 県税事務所長 印  
香川県小豆総合事務所長

◎お問い合わせ先は、裏面に記載しています。  
◎この領収証書は、重要な証拠となりますから大切に保存してください。

(納税通知書の裏面)

略

第7号様式(その1) (第3条関係)

(督促状の表面)

略

(督促状の裏面)

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付(入)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(地方税法第65条及び第72条の45の2に規定する期間については年※パーセント、同法にその他特別の定めがある場合にそれらの定めによる期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。また、※印の率は、年7.3パーセントから12.775パーセントまでの間で基準割引率に応じて決まります。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付(入)する必要はありません。

3 略

備考 略

(納税通知書の裏面)

略

第7号様式(その1) (第3条関係)

(督促状の表面)

略

(督促状の裏面)

注意

1 略

2 延滞金額については、納期限の翌日から納付(入)の日までの期間の日数に応じ、税額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。)に年14.6パーセント(地方税法第65条及び第72条の45の2に規定する期間については年※パーセント、同法にその他特別の定めがある場合にそれらの定めによる期間については年7.3パーセント(当該期間のうち平成12年1月1日以後の期間については、当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法(平成9年法律第89号)第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率(以下「基準割引率」という。)に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合)の割合を乗じて計算します。この場合における年当たりの割合は、<sup>じゅん</sup>閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合で計算します。また、※印の率は、年7.3パーセントから12.775パーセントまでの間で公定歩合に応じて決まります。

なお、延滞金の確定金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額については、納付(入)する必要はありません。

3 略

備考 略

第54号様式の2 (第17条の2関係)

年 月 個人県民税課税状況及び収入状況通知書

1 課税状況 (現年度課税)

区分	本 月 分	累 計	摘 要
市 町 村 民 税	円	円	
県 民 税			
計			

2 収入状況

区分	本月中の県民税・市町村民税に係る徴収金 ①	県民税の あん分率 ②	①のうち県民税に係る徴収金 ①×② ③	前月までの 払込過不足額 ④	差引払込額 ③±④	摘要
現年度課税分	本 税		円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	平成19年度以降					
	本 税					
	延滞金					
平成18年度以前	本 税					
	延滞金					
	計					
小計	本 税					
	延滞金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県 県税事務所長 殿						
香川県小豆総合事務所長 市町長 印						

第54号様式の2 (第17条の2関係)

年 月 県民税課税状況及び収入状況通知書

1 課税状況 (現年度課税)

区分	本 月 分	累 計	摘 要
市 町 村 民 税	円	円	
県 民 税			
計			

2 収入状況

区分	本月中の県民税・市町村民税に係る徴収金 ①	県民税の あん分率 ②	①のうち県民税に係る徴収金 ①×② ③	前月までの 払込過不足額 ④	差引払込額 ③±④	摘要
現年度課税分	本 税		円	円	円	
	延 滞 金					
	計					
滞納繰越分	本年度					
	本 税					
	延滞金					
年度	計					
	本 税					
	延滞金					
計						
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県 県税事務所長 殿						
香川県小豆総合事務所長 市町長 印						

第54号様式の3 (第17条の2関係)

年 月分個人県民税収入状況通知書 (清算)						
区 分	年 月末日までの県 民税・市町 村民税に係 る徴収金①	県民税の あん分率 ②	①のうち県 民税に係る 徴収金 ①×② ③	年 月末日 までの払込済 額 ④	差引払込清算 額 ③±④	摘要
現 年 度 課 税 分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
滞 納 線 越 分	平成 19 年 度 以 降					
	本 税					
	延 滞 金					
滞 納 線 越 分	平成 18 年 度 以 前					
	本 税					
	延 滞 金					
小 計	本 税					
	延 滞 金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県 県税事務所長 殿						
香川県小豆総合事務所長 市町長 印						

備考 略

第54号様式の3 (第17条の2関係)

年 月分県民税収入状況通知書 (清算)						
区 分	年 月末日までの県 民税・市町 村民税に係 る徴収金①	県民税の あん分率 ②	①のうち県 民税に係る 徴収金 ①×② ③	年 月末日 までの払込済 額 ④	差引払込清算 額 ③±④	摘要
現 年 度 課 税 分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
滞 納 線 越 分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
滞 納 線 越 分	本 税					
	延 滞 金					
	計					
合 計						
払 込 場 所					払込年月日	
年 月 日						
香川県 県税事務所長 殿						
香川県小豆総合事務所長 市町長 印						

備考 略

年度個人県民税調定額決定報告書

年 月 日現在

区 分	均 等 割		所 得 割		計 税 額 ①	左 の う ち			前年度課税 に係る特別 徴収の今年 度徴収分 ④	あん分率算 出の基礎と なる税額 ①-②-③ +④
	納税義務者数	税 額	納税義務者数	税 額		特別徴収 に係る税 額	今年度課税 に係る特別 徴収の翌年 度徴収分 ②	退職所得の 分離課税分 ③		
県 民 税	人	円	人	円	円	円	円	円	円	(ア) 円
市町村民税			( )							(イ)
計			( )							
特定あん分率 (ア) (ア)+(イ)			備 考							

上記のとおり香川県税条例第36条第1項の規定によって報告します。

年 月 日

市町長



香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

注意 所得割の納税義務者数の欄の( )は、退職所得の分離課税分に係る納税義務者数を内数で記入すること。

年度個人県民税調定額決定報告書

年 月 日現在

区 分	均 等 割		所 得 割		計 納税義務者数 税 額 ①	左 の う ち			前年度課税 に係る特別 徴収の今年 度徴収分 ④	あん分率算 出の基礎と なる税額 ①-②-③ +④
	人 員	税 額	人 員	税 額		特別徴収 に係る税 額	今年度課税 に係る特別 徴収の翌年 度徴収分②	退職所得の 分離課税分 ③		
県 民 税	人	円	人	円	人	円	円	円	円	(ア) 円
市町村民税										(イ)
計										
あん分率 (ア) (ア)+(イ)			備 考							

上記のとおり香川県税条例第36条第1項の規定によって報告します。

年 月 日

市町長



香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

年度個人県民税調定額変更報告書

年3月31日現在

区分	当初調定		当初調定額の増減内訳		変更調定		左のうち		前年度課税に係る特別徴収の今年度徴収分③	あん分率算出の基礎となる税額 ①-②+③
	納税義務者数	税額	増	減	納税義務者数	税額①	特別徴収に係る税額	今年度課税に係る特別徴収の翌年度徴収分②		
県	均等割	人	円	円	円	円	円	円	円	(ア) 円
民	所得割	( )			( )					
税	計	/			/					
市	均等割									(イ)
町	所得割	( )			( )					
村	計	/			/					
民	税									
合	計	/			/					(ア) + (イ)
あ	ん分率	(ア)			備考					
(ア) + (イ)										

上記のとおり香川県税条例第36条第2項の規定によって報告します。  
年 月 日

市町長

印

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

- 注意 1 当初調定の欄は、個人県民税調定額決定報告書と符合すること。  
2 納税義務者数の欄の ( ) は、退職所得の分離課税分に係る納税義務者数を内数で記入すること。  
3 備考欄には、特別徴収義務者数及び特別徴収に係る納税義務者数を付記すること。

年度個人県民税調定額変更報告書

年3月31日現在

区分	当初調定		当初調定額の増減内訳		変更調定		左のうち		前年度課税に係る特別徴収の今年度徴収分③	あん分率算出の基礎となる税額 ①-②+③
	納税義務者数	税額	増	減	納税義務者数	税額①	特別徴収に係る税額	今年度課税に係る特別徴収の翌年度徴収分②		
県	均等割	人	円	円	円	円	円	円	円	(ア) 円
民	所得割	( )			( )					
税	計	/			/					
市	均等割	( )			( )					(イ)
町	所得割	( )			( )					
村	計	/			/					
民	税									
あ	ん分率	(ア)			備考					
(ア) + (イ)										

上記のとおり香川県税条例第36条第2項の規定によって報告します。  
年 月 日

市町長

印

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

- 注意 1 当初調定の欄は、個人県民税調定額決定報告書と符合すること。  
2 備考欄には、特別徴収義務者数及び特別徴収に係る納税義務者数を付記すること。

年度個人県民税滞納状況報告書											年5月31日現在	
区 分	滞 納 総 額		徴収猶予分		換価の猶予分		滞納処分執行停止分		差引滞納額		備 考	
	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)		(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)			
	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額	件数	税額		
現年度分	件	円	件	円	件	円	件	円	件	円		
滞納繰越分	平成19年度以降											
	平成18年度以前											
	小計											
合 計												
参 考 事 項												
上記のとおり香川県条例第36条第3項の規定によって報告します。												
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町長 <input type="checkbox"/></p> <p>香川県 県税事務所長 殿</p> <p>香川県小豆総合事務所長</p>												

備考1 税額欄は、県民税額及び市町村民税額の合計額について記載すること。  
 2 参考事項欄には、県の徴税吏員による滞納処分についての要望事項、期間、時期等を記載すること。

年度個人県民税滞納状況報告書											年5月31日現在	
区 分	滞 納 総 額		徴収猶予分		換価の猶予分		滞納処分執行停止分		差引滞納額		備 考	
	(イ)		(ロ)		(ハ)		(ニ)		(イ)-(ロ)-(ハ)-(ニ)			
	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額	人員	税額		
現年度分	人	円	人	円	人	円	人	円	人	円		
滞納繰越分												
計												
参 考 事 項												
上記のとおり香川県条例第36条第3項の規定によって報告します。												
<p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">市町長 <input type="checkbox"/></p> <p>香川県 県税事務所長 殿</p> <p>香川県小豆総合事務所長</p>												

備考 1 この報告書は、県民税及び市町村民税について記載すること。  
 2 参考事項欄には、県の徴税吏員による滞納処分についての要望事項、期間、時期等を記載すること。



第57号様式の2（第18条の2関係）

年度個人県民税に係る欠損処分等の状況報告書											年 3月31日現在	
年度区分	地方税法第15条の7第4項		地方税法第15条の7第5項		地方税法第18条第1項		欠損処分額計		あん分率	県民税額 (ニ)×(ホ)	市町村民 税額	備 考
	人員	税 額 (イ)	人員	税 額 (ロ)	人員	税 額 (ハ)	人員 (イ)+(ロ) +(ハ) (ニ)	税 額 (ホ)				
現 年 度 分	人	円	人	円	人	円	人	円		円	円	
滞 納 繰 越 分	平成19年度以降											
	平成18年度以前											
	小 計											
合 計												
上記のとおり香川県税条例施行規則第18条の2の規定によって報告します。 年 月 日												
											市町長	印
香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長												

第57号様式の2（第18条の2関係）

年度個人県民税の滞納繰越分に係る欠損処分等の状況報告書											年 3月31日現在	
年度区分	前年度からの滞納繰越額		今年度中の欠損処分額		差引滞納繰越額		施行令第8条に基づく県民税及び市町村民税の変更			備 考		
	人員	税 額 (イ)	人員	税 額 (ロ)	人員	税 額 (イ)-(ロ) (ハ)	あん分率 (ニ)	県民税額 (ハ)×(ニ) (ホ)	市町村民税額 (ハ)-(ホ)			
											円	円
計												
上記のとおり香川県税条例施行規則第18条の2の規定によって報告します。 年 月 日												
											市町長	印
香川県 県税事務所長 殿 香川県小豆総合事務所長												

備考 「前年度からの滞納繰越額」欄は、個人県民税滞納状況報告書と符合すること。

第58号様式（その1）（第19条関係）

年 月 日

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

市町長 閣

年度 個人県民税徴収取扱費計算書

1 徴収取扱費

対象条項	徴収取扱費（県民税相当額）	円	備考（内訳）	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 ○1人当たり徴収取扱費	人 円
同第2号（過誤納金）			総額	円
同第3号（還付加算金）			総額	円
同第4号（前納報奨金）			総額	円
同第5号（配当割等控除額）			総額	円
合計	①			

2 交付時期、金額

交付時期	7月（①×1/4）	10月（①×1/4）	1月（①×1/4）	4月（①×1/4）
交付金額（円）				

〔注〕1 総額は、県民税額及び市町村民税額の合計額を記入すること。

2 7月、10月及び1月に交付する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該切り捨てた端数の合計額を4月の交付額に加える。

第58号様式（その1）（第19条関係）

年 月 日

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

市町長 閣

年度 個人県民税徴収取扱費計算書

1 徴収取扱費

対象条項	徴収取扱費（県民税相当額）	円	備考（内訳）	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 ○1人当たり徴収取扱費	人 円
同第2号（過誤納金）			総額	円
同第3号（還付加算金）			総額	円
同第4号（前納報償金）			総額	円
同第5号（配当割等控除額）			総額	円
合計	①			

2 交付時期、金額

交付時期	7月（①×1/4）	10月（①×1/4）	1月（①×1/4）	4月（①×1/4）
交付金額（円）				

〔注〕7月、10月及び1月に交付する額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨て、当該切り捨てた端数の合計額を4月の交付額に加える。

第58号様式（その2）（第19条関係）

年 月 日

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

市町長 団

年度 個人県民税徴収取扱費変更計算書

1 徴収取扱費

対象条項	徴収取扱費（県民税相当額） 円		備考（内訳）
	変更前	変更後	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円
同第2号（過誤納金）			総額 円
同第3号（還付加算金）			総額 円
同第4号（前納報奨金）			総額 円
同第5号（配当割等控除額）			総額 円
合計		①	

2 交付時期、交付済金額

交付時期	7月	10月	1月	計
交付済金額（円）				②

3 今回4月分請求交付金額

金 \_\_\_\_\_ 円 (①-②)

(注) 総額は、県民税額及び市町村民税額の合計額を記入すること。

第58号様式（その2）（第19条関係）

年 月 日

香川県 県税事務所長 殿  
香川県小豆総合事務所長

市町長 団

年度 個人県民税徴収取扱費変更計算書

1 徴収取扱費

対象条項	徴収取扱費（県民税相当額） 円		備考（内訳）
	変更前	変更後	
地方税法第47条第1項第1号			○納税義務者数 人 ○1人当たり徴収取扱費 円
同第2号（過誤納金）			総額 円
同第3号（還付加算金）			総額 円
同第4号（前納報償金）			総額 円
同第5号（配当割等控除額）			総額 円
合計		①	

2 交付時期、交付済金額

交付時期	7月	10月	1月	計
交付済金額（円）				②

3 今回4月分請求交付金額

金 \_\_\_\_\_ 円 (①-②)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。